

平成20年度 第4回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成21年1月29日(木) 松江市役所 本館3階 入札室	
委 員	委員長 朝田 良作(島根大学法科大学院教授) 委 員 有田 友子(島根地方労働審議会委員) 大野 敏之(弁護士) 金子 大二郎(松江工業高等専門学校教授) 後藤 勇(公認会計士)	
審議対象期間	平成20年8月1日～平成20年11月30日	
報告事項	入札方式別発注工事の状況について ・対象期間中の入札状況について、事務局から報告した。 指名停止等の運用状況について ・対象期間中の指名停止等の状況について、事務局から報告した。 落札率等の状況について ・最近数年間の落札率の推移等について、事務局から報告した。	
審議事項	抽出案件数	4件
	一 般	1.松江市歴史資料館(仮称)建築主体工事 2.古志原六丁目汚水枝線その6工事 指 3.橋南地区公共樹設置その3工事 名 4.入江江島線改良舗装工事〔区間3〕 随意契約案件なし
	(備考)	抽出の考え方(抽出担当委員) 落札率の高かった案件の中から、次の点に着目し、抽出を行った。 ・契約金額の大きな案件。 ・1社入札となった案件。 ・同一の事業者が、対象期間内に複数落札している案件。
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	松江市歴史資料館（仮称）建築主体工事		
工期	平成20年8月9日～平成22年3月19日		
工事種別	建築工事		
工事概要	歴史資料館の新築工事 ・資料館本体：鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上2階建 延床面積 3765.42 m ² ・新設長屋門：木造2階建 延床面積 147.93 m ² ・復元長屋：木造2階建 延床面積 247.64 m ² ・屋外便所：木造1階建 延床面積 4.96 m ²		
入札参加資格	以下の要件を満たす第1グループに属する1者と、第2グループに属する1又は2者によって結成される、特別共同企業体（JV）であること。 平成20年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された建築一式工事の総合点数 第1グループ...1200点以上 第2グループ...831点以上（松江市の格付Aに相当） 営業所の所在地 第1グループ...平成20年6月1日現在、常時3名以上の職員が在籍する営業所を松江市内に有すること 第2グループ...建設業法に規定する主たる営業所（本店、本社等）を松江市内に有すること（市内業者） 施工実績 第1グループ...過去15年間の、1棟の延床面積1900 m ² 以上の、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の、国公立美術館又は博物館の施工実績 第2グループ...過去15年間の、1契約で5000万円以上の建築一式工事の施工実績 配置予定技術者 第1グループ・第2グループ共通... ・申請者との直接的・恒常的な雇用関係（3ヵ月以上） ・1級建築士又は1級建築工事施工管理技士 第1グループ...1棟の延床面積1900 m ² 以上の、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築一式工事において、監理技術者又は主任技術者の経験を有する監理技術者		
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：資料館の施工には、特殊な内装工事や収蔵庫の密実なコンクリート打設、展示工事との調整能力、厳しい工程管理等高度な技術力を必要とするため、特別共同企業体の代表者には同種の用途建築物の施工実績を求めた。 また、同じ理由により、監理技術者にも一定規模以上の施工実績を求めた。 経緯：平成20年6月27日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	2JV（6社）		
入札参加業者数	2JV（辞退なし）	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	1,327,981,200円		
入札希望価格（税込）	1,239,000,000円		
契約金額（税込）	1,323,000,000円（落札率：99.62%）		
無資格理由の説明	該当なし		
入札の経緯及び結果	平成20年8月1日 開札 最低価格者：松江土建・一畑工業・幸陽建設特別共同企業体 平成20年8月5日 資格審査の結果、松江土建・一畑工業・幸陽建設特別共同企業体に落札決定。		

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	古志原六丁目汚水枝線その6工事		
工期	平成20年8月27日～平成21年1月29日		
工事種別	一般土木工事		
工事概要	施工延長 L = 468m ・ 開削工 (200) L = 227m ・ 開削工 (150) L = 241m		
入札参加資格	平成20年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事の総合点数が661点以上920点以下であること (松江市の格付B又はCに相当) 建設業法に規定する主たる営業所(本店、本社等)を松江市内に有すること (市内業者) 施工実績: ・過去10年間の公共工事において、1契約で500万円以上の下水道工事(開削工)の施工実績 配置予定技術者: ・申請者との直接的・恒常的な雇用関係 ・監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者		
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由:「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯:平成20年7月24日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	7社		
入札参加業者数	3社(辞退4社)	無資格業者数	なし
予定価格(税込)	34,673,100円		
入札希望価格(税込)	31,815,000円		
契約金額(税込)	34,125,000円(落札率:98.42%)		
無資格理由の説明	該当なし		
入札の経緯及び結果	平成20年8月21日 開札 最低価格者:(有)エムケイ技建 平成20年8月25日 資格審査の結果、(有)エムケイ技建に落札決定。		

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	橋南地区公共柵設置その3工事
工期	平成20年10月7日～平成21年2月20日
工事種別	一般土木工事
工事概要	<p>橋南地区全域での汚水柵（公共柵）設置 N = 35箇所</p> <p>「公共柵」...下水道本管から各宅地へ向かう取出し管と宅地内配管の間に設ける柵。 「公共柵設置工事」では、公共柵と取出し管を設置する。</p> <p>この工事は、予め標準的な施工内容で35箇所分の積算を行った金額で契約し、実際には市民の方の申込により施工するものであるが、各現場の施工条件や施工箇所数が変わるため、最終的に精算を行う。</p>
工事のランク	土木一式工事 C等級及びD等級
指名業者数	10社
指名業者を選定した考え方	松江市建設工事入札参加者等選定要領及び同運用基準に基づき、本社を施工場所と同じ橋南地区に有する、C等級6社及びD等級4社を選定した。
入札参加業者数	1社（9社辞退）
予定価格（税込）	8,467,200円
入札希望価格（税込）	7,770,000円
契約金額（税込）	8,400,000円（落札率：99.21%）
入札の経緯及び結果	平成20年9月30日 開札 (有)吉田工務店に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	入江江島線改良舗装工事〔区間3〕
工期	平成20年11月21日～平成21年3月12日
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要	<p>工事延長 L = 180m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路床安定処理 1,720 m² ・ 舗装工 1,750 m² ・ 道路側溝 218m ・ 区画線工 905m ・ 縁石工 176m 他
工事のランク	舗装工事(ランクなし)
指名業者数	12社
指名業者を選定した考え方	<p>松江市建設工事入札参加者等選定要領及び同運用基準に基づき、舗装工事の登録のある市内業者のうち、下記の要件を全て満たす全12社を選定した。</p> <p style="padding-left: 40px;">アスファルトフィニッシャーを保有すること(継続的なリース契約を含む)、オペレーターが恒常的に在籍していること。</p>
入札参加業者数	11社(1社辞退)
予定価格(税込)	38,133,900円
入札希望価格(税込)	34,965,000円
契約金額(税込)	37,590,000円(落札率:98.57%)
入札の経緯及び結果	平成20年11月18日 開札 (株)天松産業に落札決定。

質 問	回 答
【報告事項について】	
1. 入札方式別発注工事の状況について	
<p>設計金額1,000万円以上の工事で、一般競争入札ではなく、指名競争入札となっている工事があるが、その理由は。</p> <p>具体的にどのような工事が、指名競争入札になるのか。</p> <p>指名業者が10社あって、結果的に入札者が1社という工事はあるが、何か理由はあるのか。</p> <p>一般競争入札も含めて、1、2社しか入札していない工事がかなりある。例えば現場代理人の常駐が辞退者を増加させる要因となっていれば、要件を緩和するなど、辞退者を少なくするような努力も必要ではないか。結果的に入札者1社という入札ばかりになると、入札制度自体の存続が危惧される。</p>	<p>一般競争入札は、原則的に設計金額1,000万円以上の工事を対象としているが、緊急工事のほか、当市での要件を満たす施工業者数が少ない場合、要件を満たす全社を指名することにより、確実に競争性を確保している。</p> <p>今回の対象期間内でいえば、「松江市歴史資料館(仮称)展示工事」は、施工実績を有する事業者が4社しかないという工事である。第3回の審議案件となった「松江市防災行政無線整備工事」も、施工実績を有する事業者が10社しかなかった。舗装工事については、専用機材の保有やオペレータの在籍を要件としているため、市内には該当する事業者が12社しかない。また、造園工事も、一定の有資格者が在籍し、専門に施工している事業者は15社しかない。</p> <p>指名競争入札では、当市が一方的に指名するので、入札日までに辞退届を提出すれば、入札を辞退することは可能である。辞退理由は問わないため、推測だが、例えば今回審議対象とされた「橋南地区公共樹設置その3工事」の場合、市民の方からの申込に応じて、宅地内に下水道の柵を設置する工事、施工場所・施工時期とも不定であるという特殊性から、常駐を求めている現場代理人の確保が困難であるため、辞退者が多くなったと考えられる。また、一般的な話として、技術者が不足しているということも聞いている。現場代理人の兼務を認めることで、入札辞退者が減少することも想定され、実際に兼務を認めている自治体もあるが、現場の安全管理にも万全を期する必要があることから、現在対応を検討している状況である。</p> <p>今回の資料には示していないが、指名した全社が辞退し、再度入札を行った工事も複数ある。辞退者が多い工事には、現場条件が厳しいものも多く、あらかじめ年間の工事発注計画を公表している状況にあつては、受注に当たっての優先順位が低いと思われる、実際にそのような話を聞いている。年度当初のように、発注される件数の少ない時期であれば、少々条件が厳しくても受注したいが、件数が多くなってくると条件の厳しい工事は敬遠されるということである。また、建設業界も厳しい状況であることから、今まで以上に利益率を考慮した受注を行ったり、リストラを進めたりしていることも、背景として考えられる。</p>

<p>入札者が1社という工事は、増加傾向にあるのか。</p> <p>事情は概ね理解できたが、具体的な改善策等を出していかないとまずい状況ではないか。</p>	<p>全社が辞退した件数は把握している。平成19年度が45件、今年度が12月末で22件となっている。災害が発生した平成18年度は、災害復旧工事を中心に124件が全社辞退であった。災害復旧工事に限っては、平成18年度に現場代理人の5件以内の兼務を認める措置を行った。一般の工事にもこうした措置を適用拡大してほしいという要望もあるが、現場代理人の問題は、早期発注をすることと、工事の品質を確保するという点も併せた中で検討していきたい。</p>
<p>2. 指名停止等の運用状況について（談合情報については、該当案件なし。）</p>	
<p>特に意見なし。</p>	
<p>3. 落札率等の状況について</p>	
<p>舗装工事に関して、平成18年度以降平均落札率が上昇している状況がある。この3年間で、入札参加条件や、参加事業者に関何かが変動があったか。</p> <p>参加事業者が、価格上昇を見込んだ上で入札したということか。</p>	<p>参加条件や事業者の変動はない。落札率に影響する要因としては、舗装材や生コンの市価が急激に上昇したため、積算単価の引き上げが遅れ、市の積算と入札者の実行予算に乖離が生じたことが考えられる。</p> <p>積算単価の参考となる、物価情報誌での価格上昇より、実際の市価の上昇が急であったということである。</p>
<p style="text-align: center;">【審議事項について】</p>	
<p>1. 一般競争入札【松江市歴史資料館（仮称）建築主体工事】</p>	
<p>本件は、落札率が極めて高い工事である。事務局からは、高度な技術力と一定規模以上の施工実績を有する事業者でないと施工できないという説明があり、その結果、入札参加者が少なくなっている。高度な技術力を必要とするという工事内容も、落札率が高い要因の1つではないかと思う。</p> <p>入札額が高いところで接近している。積算が適切に行われたかを確認する方法として、工事費内訳書のチェックが行われているが、現実には不正を見つけることは難しい。</p> <p>入札希望価格とは、市が契約してほしいと考える金額か。それならば、入札額が入札希望価格を上回ることは、さまざまな事情からやむをえないということになるのか。希望する価格が提示されていれば、その範囲で入札するのが普通だと思うが、いろいろ問題があって入札額が上がっているのか。</p>	<p>一般的に、当市の設計金額があって、これが契約金額の上限である、予定価格となる。当然落札金額は、予定価格を下回ることとなるが、落札率が高くなっている状況があったことから、より競争を促すため、入札する際の目安として、入札希望価格を設定・公表しているものである。落札決定の基準はあくまで予定価格であり、入札希望価格自体は入札額を拘束するものではない。</p>

入札希望価格が事前に公表され、それを目安に入札するということであれば、落札率が希望価格の率以下に下がることはないのか。

競争性があり、入札者の受注意欲が高ければ、希望価格前後で入札するであろうが、競争性が低いことが事前にわかれば、高めの金額で入札することがあるのではないのか。

本件は共同企業体による工事ということで、共同企業体の組み合わせも限られる。また、結成に際しては事業者間で折衝がされたと思われ、その中で、競争相手が少ないということがわかったため、わざわざ入札希望価格以下の入札はしなかったという考え方もあり得るのではないのか。

判定は難しいが、本件のように参加条件等から入札者が限定されており、目安となる入札希望価格が出ていけば、落札率が高くなる傾向は出てくると思う。

共同企業体に発注する際には、事業者同士の情報交換が考えられ、入札手続の適正さと別のところで、実質的な競争性が損なわれる場合があると聞いている。共同企業体発注工事については、適正な入札と競争性の確保を念頭において、今後検討していかなければならない。また、入札希望価格が、実際にどのように機能しているのかも重要である。

工事費内訳書だけで積算が適正に行われたかを判断することは難しい。工事費内訳書は、大幅に価格差があったり、低入札価格であったりした場合は分析に役立つが、本件ではあまり役に立たないのではないのか。

県の分析では、県と入札者の内訳書で、積算の個々の項目ごとに、大幅な乖離がないかをチェックしている。

工事費内訳書だけで、積算の妥当性を判断するのは難しいという意見もあったが、現時点で入手可能な資料として、分析を行っても良いのではないのか。工事の金額にもよるが、今後は工事費内訳を分析した資料も求めていきたい。本件についても、注目を集めている施設でもあるので、次回資料を提示していただきたい。

共同企業体で施工する工事の場合、工事の中での分担がわかるものか。

現実には、入札希望価格以下で落札した工事もかなりある。

予定価格そのものを事前に公表している自治体もあって、その中でも落札率に差がある状況なので、何ともいえない。

当市では、入札参加者は入札まで公表していないが、共同企業体結成時の話し合いの内容については、関知していない。本件では、市外業者も参加できるような要件設定とし、あといくつかの共同企業体が参加することも想定していたが、結果として市内業者のみからなる、2企業体の参加しかなかった。

市としてもそのように考えている。特に、入札希望価格の効果については、全体的な効果、工事の規模との関連等も含めて検証していきたい。資料も提示する。

低入札価格調査の場合は、品質確保等の点から同じようなチェックを行っている。しかし、通常の価格での入札だった場合には、積算内容の評価は難しい面がある。

県の分析手法を調査した上で、同様な分析を行い、資料を提示する。

共同企業体では、まず出資割合で代表者を定めるが、本件を例にとると、建物ごとに担当があるわけではなく、3社が一体となって協力し合って全体を施工することになる。

2. 一般競争入札【古志原六丁目汚水枝線その6工事】	
<p>予定価格を下回った入札者が落札者の1社のみであり、他は全て予定価格を超えている。万一全ての入札金額が予定価格を超えていた場合には、再入札案件となり、1社でも予定価格を下回ったら入札として成立するということが。</p> <p>4社辞退者があったということは、その事業者の積算金額が予定価格を超えていたということか。辞退の理由がわかれば、説明を受けたい。</p> <p>このような下水道工事では、現地調査の結果辞退するという傾向があるのか。長く工事に携わっている事業者は、地形等にも詳しいと思うが。</p> <p>辞退の原因について、年度末等に無記名のアンケート調査を行ってはどうか。</p>	<p>建設工事の場合、予定価格以下の入札者がなかったらもう一度入札を行い、2回目でも予定価格以下の入札者がいない場合は、公告・指名からやり直す。1社でも予定価格を下回れば、落札決定となる。</p> <p>あくまで推測だが、おそらく入札公告が出された時点で、施工場所に近い事業者は参加を検討するのではないかと。申請書は容易に作成できるので、とりあえず参加の意思表示をその時点でしておき、その後実際に現場で特殊条件を確認して、入札するかどうかを判断していると思う。本件では住宅密集地で通りが狭いといった条件があったため、辞退者が多かったと思われる。発注時期が悪かったとも考えられない。</p> <p>施工場所と同じ地区に属する事業者でも、実際に確認しないとわからない特殊事情もある。辞退者が出るような現場は、何らかの特殊事情や施工困難な箇所、その事業者の不得意な部分がかかっていると思う。</p> <p>過去2回の調査結果で多かった原因が、現場代理人と発注時期の問題であった。対策について、具体的に検討しなければならないと考えている。</p>
3. 指名競争入札【橋南地区公共柵設置その3工事】	
<p>当初の契約金額があって、予定の設置箇所数があるが、箇所数に応じて精算をするということか。</p> <p>精算の方法は。</p> <p>現場代理人が、実際の施工がなくても一定期間拘束されるということで、事業者からは敬遠されがちだということであったが、当番制としてはどうか。</p>	<p>実数精算を行う。</p> <p>当初の設計金額は、標準的な施工内容で予定した箇所数を施工した場合の積算となっている。現場の状況がそれぞれ違うため、1箇所ごとに担当者が積算し直し、全体の変更額も過大な金額にならないよう確認しながら施工を依頼している。また、精算に当たっては、変更内容について施工業者と協議を行った上で、当初の落札率も加味して金額を決めている。</p> <p>かなり以前には、業界団体に依頼する形で施工していたこともあったが、現在では透明性、競争性を損なわないよう、入札を行っている。</p>
4. 指名競争入札【入江江島線改良舗装工事〔区間3〕】	
<p>無効となった入札があるが、その理由は。</p> <p>前の案件に比べると辞退者が少ないが、事業者に人気のある工事ということになるのか。</p>	<p>工事名の一部に記載誤りがあった。工事名は、あらかじめ指名通知書で通知をしている。</p> <p>舗装業者は比較的数量も少ないため、市内のどこでも施工する。また、舗装は道路工事の最終仕上げであり、障害物など施工に手間取る要素が少ないので、基本的に辞退者は少ない。</p>

<p>審議対象としては抽出されなかったが、以前に工事一覧にあった案件で、工事名の最後が「区間2」となっている工事があった。「区間2」の工事は一般競争入札だったが、違いは何か。</p>	<p>主な施工内容の違いである。「区間2」の工事が、擁壁等を使って道路を築造する工事が主体であったのに対し、本件は舗装工事が主体であることから、一方は土木一式工事として一般競争入札の対象となり、もう一方は舗装工事として指名競争入札の対象となった。</p>
<p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次回の会議日程は、平成21年5月最終週での開催予定とし、調整する。 2. 抽出対象期間は平成20年12月1日から平成21年3月31日とし、抽出委員は松江市入札監視委員会運営要領の規定により、後藤委員とされた。 	